○厚生労働省告示第五百四十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十二年厚生省告示第二百六十一号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十四年十月三日　厚生労働大臣　三井　辨雄

表の上欄中「（目）　身体障害者福祉費補助金　（目細）　在宅福祉対策費補助金（市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）」を「（目）　身体障害者福祉費補助金」に、「（目細）　知的障害者通勤寮支援費等補助金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）　在宅心身障害児（者）福祉対策費補助金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）」を「（目細）　在宅心身障害児（者）福祉対策費補助金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）」に、「（目細）　知的障害者施設訓練等支援費等負担金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）　身体障害児援護費等負担金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）　地域生活支援事業費等補助金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）」を「（目細）　障害者等災害臨時特例補助金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）　障害児入所措置費及び障害児入所給付費等並びに旧障害児施設給付費等を除く。）（市町村（特別区を含む。）に係るものに限る。）」に、「（目）　障害者等災害臨時特例補助金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）」を「（項）　障害者等災害臨時特例補助金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）」に改める。

○厚生労働省告示第五百四十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、地方厚生局長及び四国厚生支局長が行う補助金等の交付に関する事務（平成十六年厚生労働省告示第二百二十八号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十四年十月三日　厚生労働大臣　三井　辨雄

表の上欄中「（目）　社会福祉施設等施設整備費負担金　社会福祉施設等災害復旧費補助金　社会福祉施設等災害復旧費負担金」を「（項）　社会福祉施設等災害復旧費　（目）　地域自主戦略推進費　地域自主戦略交付金（水道施設整備及び医療提供体制施設整備に関する事業に対するものを除く。）」に改める。

○農林水産省告示第二千二百二十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十月三日　農林水産大臣　郡司　彰

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十三年五月二十八日　第九十八号

二　登録認定機関の名称及び住所
特定非営利活動法人国際オーガニック・テクニカル協会　沖縄県豊見城市字座安三百三十四番地二Ｆ

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
国内
(2)　認定を行う事業所の所在地
沖縄県豊見城市字座安三百三十四番地二Ｆ

○農林水産省告示第二千二百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十月三日　農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
静岡県駿東郡小山町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び小山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十月三日　農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
静岡県静岡市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
静岡市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十月三日　農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
静岡県浜松市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　飛砂の防備